

第3回 「京都市路上喫煙等対策審議会」 議事次第

開催日	平成20年2月19日(火)
時間	午後3時30分から
会場	市民生活センター 研修室

1 開 会

2 事務局からの報告

- これまでの取組状況及び今後の課題について

3 諮 問

- (1) 諮問書の伝達
- (2) 諮問の趣旨説明

4 その他

- 今後の審議日程(案)

5 閉 会

これまでの取組状況及び今後の課題について

1 禁止区域についての十分な周知及び違反者等への徹底した指導

資料2「広報活動の取組」参照

禁止区域指定までの取組，禁止区域指定後の取組，今後の取組

資料3「定点調査結果及び指導件数」参照

2 周囲に配慮した喫煙設備の設置

【考え方】

条例の解釈上，路上喫煙等による危険性がない場所への喫煙場所設置は可能である。

しかし，禁止区域内での喫煙場所の設置は，路上喫煙等による危険性が特に高い場所を禁止区域に指定しているため，慎重に検討しなければならない。

↓

喫煙者への配慮，喫煙者と非喫煙者との共存及び喫煙者に対する条例周知の観点から，禁止区域周辺の道路で，路上喫煙等による危険性がなく，一般通行者に支障をきたさない場所を選定する。

↓

J Tとの連携で，過料の徴収開始時期にあわせ，市の喫煙場所を1箇所設置する予定

3 多数の通行量のある区域の禁止区域追加指定の検討

過料徴収の実施効果を検証したうえで，条例の実効性確保の観点から，必要があれば禁止区域の追加指定について審議する機会を設ける必要がある。

↓

禁止区域の追加については，既に指定している禁止区域内で，過料徴収を含めた十分な周知及び指導等を行ったうえで，その効果を検証し，区域の見直し等について審議する場を設定する予定である。

広報活動の取組について

1 禁止区域指定までの取組

関係団体への周知等

(1) 自治連合会

禁止区域となる13学区への周知

(2) 商業・観光・運輸関係

組合員、従業員への周知と顧客等への伝達(啓発チラシ・ポスターの配布・掲出等)

- ・ 該当商店街組合, 百貨店
- ・ 旅行会社, ホテル, 旅館
- ・ 鉄道会社, バス, タクシー

(3) 警察 禁止区域の所轄署への情報提供及びトラブル(暴力行為等)への対応依頼

2 禁止区域指定後の取組

(1) 広報活動

ア 啓発用ポスター掲出, 啓発チラシ及び観光マップ配布

市政広報板, 市バス・地下鉄の車内中吊広告,
市内観光案内所, まちなか観光案内所
市関連・関係団体施設



啓発チラシ(A4)

イ 広報媒体等を介した広報宣伝

市民しんぶん, テレビ, ラジオ, 電光文字表示装置, ホームページ(観光協会バナー挿入他)
市役所正面看板, 映画館フラッシュニュース, 観光誌への掲載, 各局等主催のイベント会場
KBS ラジオ出演(12月中3回)



市役所正面看板

(1.2m×8.45m)

ウ 禁止区域の表示

立看板約80箇所, ステッカー・プレート50箇所



立看板

(2m×0.45m)



ステッカー

(45cm×15cm)

(2) 啓発活動

ア 自主啓発活動

街頭啓発(約25名) 河原町通→阪急・高島屋前→四条通→四条烏丸交差点, 京都駅中央改札前

イ 「世界の京都・まちの美化市民総行動」(11月4日)への参加

街頭啓発(四条河原町)

ウ 各区ふれあいまつりにおける啓発(10区:9月~12月開催)

- ・ 路上喫煙等監視指導員による啓発活動(啓発コーナー設置, 会場内啓発等)
- ・ 条例に関する「○×クイズ」実施(3区)

エ 路上喫煙等監視指導員による巡回啓発



該当啓発・パレード出発



区ふれあいまつり啓発コーナー

3 今後の広報活動の取組

これまでの取組を踏まえ, 関係機関等への再周知・協力はもとより, 特に, 観光客等市外在住者への条例周知の必要があると認識し, 各局及び民間機関との連携を図っていく。

(1) 路面標示(埋め込み)

禁止区域指定の10路線の見やすいところへ今年度中に約60箇所を設置。



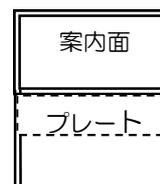
路面標示(30cm×30cm)

(2) 観光案内板

市内全域に既設の観光案内板へのプレート等の付加による広く周知。

(3) 啓発ポスター・パネル等の掲出

- ・ 市関連施設をはじめ, 商業, 観光, 運輸関係機関等
- ・ 駐車場—市営駐車場(駐輪場)等
- ・ 交通局—地下鉄主要駅, バス停



観光案内板
(サイズ未定)

※(2), (3)についての設置数, 場所等は調整中。

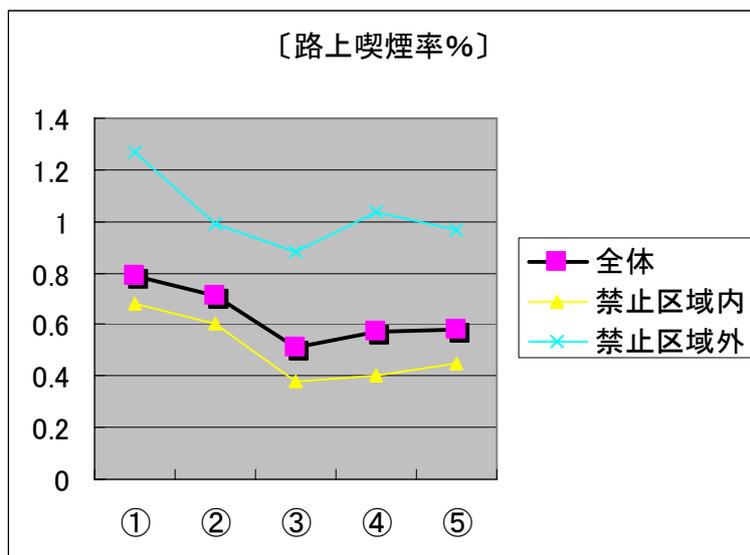
定点調査結果及び指導件数

(表 1) 平均路上喫煙率 (%)

禁止区域指定前 (7~9月) と比べ、約7/10に減少した。特に、禁止区域内では約6/10に減少した。

〔路上喫煙率%〕	全体	禁止区域内	禁止区域外	調査箇所数 (うち区域内)
①指定前(H19.7~9)	0.79	0.68	1.27	19(12)
②指定直前(H19.10)	0.71	0.60	0.99	21(12)
③指定直後(H19.11)	0.51	0.38	0.88	21(12)
	△35%	△44%	△31%	
④指定後(H19.12)	0.57	0.40	1.04	21(12)
	△28%	△41%	△18%	
⑤ " (H20.1)	0.58	0.45	0.97	21(12)
	△27%	△34%	△24%	

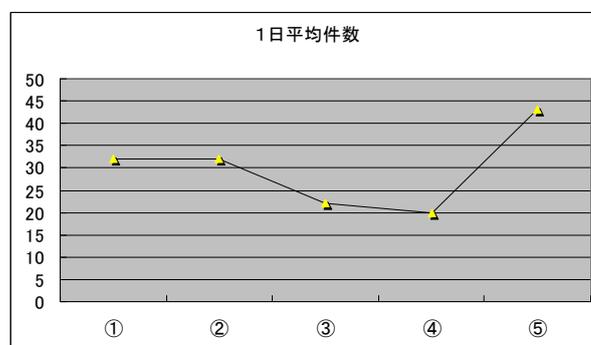
は、対「指定前(H19.7~9)」の減少率



(表 2) 指導件数

期間	件数	1日平均件数	無視違反者
①初日(11/1)	32	32	2
②1週間(~11/7)	162	32	3
③11月中	425	22	7
④12月中	438	20	5
⑤1月中	1232	44	3

※⑤:2班→3班体制に強化



他都市の取組状況

(表 3) 過料徴収及び喫煙場所の状況

	横浜市	名古屋市	札幌市	大阪市	広島市	さいたま市	川崎市	福岡市
指定方法	エリア	道路	エリア	道路	エリア	エリア	道路	エリア
実際の徴収額 (罰則規定)	2千円	2千円	1千円	1千円	1千円	徴収せず (2千円)	徴収せず (2千円)	徴収せず (規定なし)
19年度徴収件数 (19年12月末現在)	20年1月21日から 徴収開始	8,727件	123件	2,060件 (19年10月～)	129件	—	—	—
罰則規定を定めて から徴収開始まで の周知期間	5.5箇月	4箇月	2.5箇月	6.5箇月	5.5箇月	—	—	—
喫煙場所 (箇所数)	駅周辺 (2)	なし	なし	公園, 道路 (2)	駅 (1)	駅 (6)	駅 (12)	なし
設置場所	区域内			区域内, 外	区域内	区域内	区域内	

(表 4) 路上喫煙率からみる取組(指導, 過料徴収)効果

禁止区域の指定前と比較すると、過料の徴収を実施している都市は路上喫煙者の割合(路上喫煙率)が平均して 1/10 に、実施していない都市は平均して 3/10 にそれぞれ減少している。

また、路上喫煙等による危険性を示す「直近の調査(B)」の路上喫煙率は1千人当たり平均 2.5人(札幌市と名古屋市では 0.8人)である。

過料徴収を実施した方が抑止効果及び再発防止効果はあるが、過料の金額(1千円又は2千円)による差はそれほどない。

	過料徴収額 (罰則規定施行日)	当初の調査 (A)	直近の調査 (B)	(B)/(A)	
名古屋市	2千円 (H18.7.1)	4.74% (H17.2)	0.08% (H19.10)	2/100	(平均) 1/10
札幌市	1千円 (H17.10.1)	1.33% (H16.6)	0.08% (H19.11)	6/100	
大阪市	1千円 (H19.10.1)	2.60% (H19.6)	0.60% (H19.10)	23/100	
川崎市	徴収せず (H18.10.1)	1.13% (H18.5)	0.35% (H19.10)	31/100	(平均) 3/10
福岡市	徴収せず (H15.10.1)	3.30% (H15.5)	0.80% (H18.11)	24/100	
京都市		0.79% (H19.7~9)	—	—	

太字は、過料徴収を実施している都市 さいたま市, 横浜市, 広島市はデータなし

過料の金額及び徴収開始時期についての考え方

1 現状

- ・ 平成19年6月に路上喫煙等の禁止等の条例を施行し、11月1日から路上喫煙等禁止区域を指定している。
- ・ 禁止区域の指定後、広報活動及び路上喫煙等監視指導員による巡回・指導等を実施している。

2 これまでの取組

禁止区域指定に際し、様々な機会を利用し、広報活動に努めてきた。(資料2「広報活動の取組」参照)

【取組の効果】

① 路上喫煙率

禁止区域指定前と比較すると、約7/10に減少したが、その後は横ばい、又は、微増している。

② 指導件数

禁止区域指定直後、1日当たり約30件から約20件に減少したが、その後は横ばい、又は、微増している。

3 基本的な認識

- ・ 安心かつ安全で健康な生活を確保するため、路上喫煙等による被害防止及び健康への影響抑制を図る取組を推進することが重要である。
- ・ 広報活動及び巡回・指導等により、路上喫煙率は減少している(資料3「定点調査結果及び指導件数」参照)が、路上喫煙等による危険性が依然として存在している。
- ・ 条例を実効性あるものにするためには、路上喫煙等による違反者が存在しないことを目標に取り組む必要がある。

なお、他都市の実績を見ると、指定前と比較して、過料徴収を実施している都市では路上喫煙率が平均して1/10に減少しているのに対し、実施していない都市では平均して3/10に減少するに止まるため、取組を進めるうえで、過料の徴収が有力な手段であることが分かる。(資料4「他都市の取組状況」参照)

4 過料の徴収について

(1) 市民意見等

- ・ 市民アンケート調査(20歳以上3千人を対象、条例施行前(平成18年12月))
「過料を徴収するべき」—約6割
- ・ 条例骨子案に関する市民意見募集結果(提出件数189件(平成19年3,4月))
「違反者への過料徴収」賛成—約7割
- ・ 自主的な市民意見(市長への手紙等) 禁止区域指定後の状況
「早期に過料徴収するべき」との意見が多く寄せられている。

(2) 過料徴収によるメリット

過料を徴収する場合	過料を徴収しない場合
<p>指導員による指導，巡回啓発を中心とした条例周知に加え，過料徴収の広報効果が非常に高く，条例の実効性を確保するための有効な手段であると考ええる。</p> <p>(資料4「先行都市の取組状況」参照)</p> <p>⇒ 更に，路上喫煙者が減少し，京都における新しいルールが定着することにより，市民意識及び喫煙マナーの向上が見込める。</p>	<p>指導員による指導，巡回啓発を中心とした条例周知では，時間とともに広報効果が薄れ，路上喫煙の抑止，再発防止効果を維持，又は，それ以上のものとするのが困難となる。</p> <p>⇒ 今後，路上喫煙が増える可能性があり，路上喫煙等による危険性が増す。</p>

5 過料の金額及び徴収開始時期

(1) 時期

次の2点から，過料の徴収開始時期は平成20年6月1日とする。

- ・ 平成19年6月1日の条例施行から1年，平成19年11月1日の禁止区域指定から約半年，過料の金額及び徴収開始時期の周知期間として約2箇月，市民等に対して，十分な周知・啓発を図ること。
- ・ 春の観光シーズンによる混雑を避けた時期であること。

(2) 金額

次の2点から，過料の金額を1千円とする。

- ・ 過料徴収による抑止効果及び再発防止効果が十分に期待できる金額であること。
- ・ 過料徴収における公平性の確保及び効率的な手続きの観点から，現金による徴収が可能な金額であること。